

平成29年度第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の引き落とし、就学支援金及び授業料減免について(お知らせ)

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の自動引き落としについて(4)のとおりお知らせいたします。前日までにご入金くださいますようお願い申し上げます。なお、引き落とし手数料として10円かかりますのでご注意ください。
また、保護者の市民税所得割額が(1)の基準を満たしている場合には、7月分から翌年の3月分までの就学支援金(月額9,900～23,500円)の助成が受けられます。ただし、申請が必要となります。(2)したがって手続きをしてください。
就学支援金制度に当てはまらない方は高等学校等就学支援金不受給申出書を提出してください。期日までに提出ができない何らかの理由がある場合は事務局(047-353-8821)までご連絡ください。

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金と併せて副教材等の学年諸経費も集金させていただきますので(3)をご確認のうえ、(4)の金額のご入金をお願い致します。

平成29年度 千葉県授業料減免補助事業の詳細は下記(5)とおります。基準に満たしている方は事務局にて申請させていただきます。4号・5号に関しましてはお問い合わせ下さい。

記

(1) 就学支援金制度の申請基準<7月～翌年3月分>

平成29年度 *課税証明書・納税通知書・市民税県民税の決定通知書等いずれかをお手元に**市民税所得割額**を「就学支援金制度の申請基準」に当てはめ、必要書類を6月20日(火)までに担任に提出してください。
なお、市民税所得割額・特別区民税所得割額は保護者の合計での金額となります。

就学支援金制度の申請基準 *課税証明書・納税通知書は市役所にて発行、市民税県民税の決定通知書は務め先より配布される証明書です。

市民税所得割額	目 安 年収は目安です。必ず課税証明書等で 市民税所得割額をご確認ください。	就学支援金の助成額	引き落とし記号	自動引き落とし金額(3ヵ月分)	
				S・A・B・内進・体育	国際コース
304,200円以上	(年収910万円程度以上)	就学支援金の助成は受けられません	A	132,000	147,000
304,200円未満	(年収590万円～910万円程度)	1倍助成(月額 9,900円)	B	102,300	117,300
154,500円未満	(年収350万円～590万円程度)	1.5倍助成(月額14,850円)	C	87,450	102,450
51,300円未満	(年収250万円～350万円程度)	2倍助成(月額19,800円)	D	72,600	87,600
0円(非課税世帯)	(年収250万円未満程度)	2.5倍助成(月額23,500円)	E	61,500	76,500

+ (3)の
学年諸経費

(2) 就学支援金制度の申請手続き期間・必要書類

申請手続き期間	必要書類(全員①か②のいずれかの提出があります。期間内に必ず提出してください。)	対象引落し記号
7月～翌年6月分 6月20日(火)までに担任に提出	①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書または収入状況届出書 ・平成29年度 課税証明書または納税通知書または市民税県民税の決定通知書等(※保護者全員分) ②高等学校等就学支援金不受給申出書・・・市民税所得割額がオーバーな世帯 (4～6月分で就学支援金対象者で7月分より外れてしまう場合は課税証明書の提出もお願い致します。)	B～E A

*月額納付金免除の特待生も就学支援金制度に当てはまる場合は申請が必要となりますのでご注意ください。

(3) 学年諸経費詳細

(単位:円)

コース名	学年諸経費	スタディサポート(4月実施)	スタディサプリ	進研模試(5月・9月実施予定)	進研模試(総合学力記述)	小論文模試	英語クライアリオン	スポーツ振興共済掛金	スポーツテスト	個人写真		
S・Aコース	理系	サプ/受講者	22,443	2,630	6,000	6,380	3,190	1,710	1,656	207	670	
		//未受講者	16,443	2,630		6,380	3,190	1,710	1,656	207	670	
	文系	サプ/受講者	25,673	2,630	6,000	6,380	3,190	1,710	3,230	1,656	207	670
		//未受講者	19,673	2,630		6,380	3,190	1,710	3,230	1,656	207	670
国際コース	サプ/受講者	19,293	2,630	6,000		3,190	1,710	3,230	1,656	207	670	
	//未受講者	13,293	2,630			3,190	1,710	3,230	1,656	207	670	
内進・B・体育コース	サプ/未受講者	10,063	2,630			3,190	1,710		1,656	207	670	
Bコース	サプ/受講者	16,063	2,630			3,190	1,710		1,656	207	670	

(4) 第2期納入金と学年諸経費を併せた引き落とし金額は次のとおりです。引き落とし日の前日までにご入金ください。(単位:円)

引き落とし日1回目	引き落とし日2回目	A	B	C	D	E
7月10日(月)	7月27日(木)	就学支援金の助成ナの方	就学支援金			
			1倍助成の方	1.5倍助成の方	2倍助成の方	2.5倍助成の方
第2期(7・8・9月分)納入金	S・A・内進・B・体育コース	132,000	102,300	87,450	72,600	61,500
	国際コース	147,000	117,300	102,450	87,600	76,500

コース名	学年諸経費	引き落とし金額(2期納入金 + 学年諸経費)						
S・Aコース	理系	サプ/受講者	22,443	154,443	124,743	109,893	95,043	83,943
		//未受講者	16,443	148,443	118,743	103,893	89,043	77,943
	文系	サプ/受講者	25,673	157,673	127,973	113,123	98,273	87,173
		//未受講者	19,673	151,673	121,973	107,123	92,273	81,173
国際コース	サプ/受講者	19,293	166,293	136,593	121,743	106,893	95,793	
	//未受講者	13,293	160,293	130,593	115,743	100,893	89,793	
内進・B・体育コース	サプ/未受講者	10,063	142,063	112,363	97,513	82,663	71,563	
Bコース	サプ/受講者	16,063	148,063	118,363	103,513	88,663	77,563	

	自動引き落とし1回目	自動引き落とし2回目
第3期引き落とし	10月10日(火)	10月27日(金)
第4期引き落とし	1月10日(水)	1月29日(月)

※ 第3期、第4期では学年諸経費の集金はございません。

(5) 平成29年度 千葉県授業料減免補助事業の基準<29年4月～翌年3月分>

千葉県授業料減免補助事業は下の表の減免事由のいずれかに該当する方は申請できます。(他県にお住まいの方も申請できます)

授業料から就学支援金を引いた金額が授業料減免対象額となり、認可されますと**年度末(30年3月末)に授業料等自動引き落とし口座へ返還いたします。**

また、減免事由の1号・2号に該当し、入学金を納めた方には、入学金100,000円の1/2(50,000円)を軽減いたします。

* 100円未満切り捨て

授業料減免事由・条件(*29年度の市民税所得割額が対象)	授業料減免額の限度	1ヶ月あたりの授業料減免額	授業料減免年額	入学金軽減額
1号 生活保護受給者(生活保護受給証明書の提出)	授業料から就学支援金を差引いた金額	23,500 - 23,500 = 0 (授業料) - (支援金2.5倍分)	0	50,000
2号 就学支援金 2.5倍助成対象者(市民税所得割額 0円)		23,500 - 19,800 = 3,700 (授業料) - (支援金2倍分)	44,400	
2号 就学支援金 2倍助成対象者(市民税所得割額 51,300円未満)				
3号 市民税所得割額 175,500円以下の世帯(目安:年収640万円程度)	授業料の2/3から就学支援金を差引いた金額	減免事由3号で就学支援金1.5倍の場合 23,500 × 2/3 - 14,850 = *750 (授業料) (支援金1.5倍分)	9,000	受けられません
4号 29年度り災に遭われた世帯(計画的避難区域からの転入証明等の提出)		減免事由3号で就学支援金1倍の場合 23,500 × 2/3 - 9,900 = *5,700 (授業料) (支援金1倍分)	68,400	
5号 2号～4号に準ずる程度に困難していると認められる方。(家計急変) (解雇通知証等の証明書等の提示をしていただきます)				

※ 就学支援金の提出書類を参考に授業料減免事業に該当する方(2号・3号)は事務局にて申請させていただきます。ただし、東京都へお住まいの3号世帯の方は東京都軽減助成制度へ申請してください。

また、1号(生活保護受給証明書)・4号(罹災証明書・計画避難区域からの転入証明等)・5号(解雇通知等証明書)に関しましてはそれぞれ0内の証明書の提出が必要となります。就学支援金の申請と併せて書類のご提出をお願いいたします。

(6) 東京都授業料軽減助成金制度の申請書は東京都内在住の方へ同封してあります。申請は各自となりますので7月31日(月)までに手続きしてください。

(7) ご不明な点は、この用紙をお手元に学校事務局(047-353-8821)まで、お問い合わせください。